

豚振法

(平成二十六年六月二十七日法律第一百号)

(目的)

第一条 この法律は、豚が、国民の食生活の安定に寄与し、及び地域に献する重要なであること並びに食品残さを原材料とする料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与すること並びに、豚の振をるため、林水大臣による豚の振にする基本方の策定について定めるとともに、豚家の安定、料自率の向上等をるための国内由来料の利用の、安全で安心して消することができる豚肉の生の促及び消の大等の措置をじ、もって豚の健全な展にすることを目的とする。

(定)

第二条 この法律において「豚家」とは、豚をする者をいう。

2 この法律において「国内由来料」とは、食品残さ又は国内において生された料用の米等を原材料とする豚にる料をいう。

(基本方)

第三条 林水大臣は、豚の振にする基本方（以下に「基本方」という。）を定めるものとする。

2 基本方には、次にげる事を定めるものとする。

一 豚の振の意及び基本的な方向にする事

二 豚家の安定にする事

三 国内由来料の利用のにする事

四 豚のにる生管理（以下「生管理」という。）の高度化にする事

五 安全で安心して消することができる豚肉の生の促及び消の大にする事

六 その他豚の振にし必要な事

3 林水大臣は、豚肉の需事情、事情その他の事情のにより必要があるときは、基本方を更するものとする。

4 林水大臣は、基本方を定め、又はこれを更しようとするときは、あらかじめ、行政のにしなければならない。

5 林水大臣は、基本方を定め、又はこれを更したときは、滞なく、これを公表しなければならない。

(豚家の安定)

第四条 国及び地方公共体は、豚家の安定をるため、豚にる生基の整、害の予防の推その他必要な施策をずるよう努めるものとする。

(国内由来料の利用の)

第五条 国及び地方公共体は、豚家による国内由来料の利用をし、料自率の向上をるとともに、循環型社会の形成にするため、豚家が国内由来料又はその原材料を提供する者にする情を容易に得ることができるようにするための施策、料の造（配合及び加工を含む。以下同じ。）をとする者による国内由来料の生の促その他必要な施策をずるよう努めるものとする。

(豚の生管理の高度化)

第六条 国及び地方公共体は、豚の生管理の高度化を促するため、高度な生管理の手法の入にする支援、豚の排せつ物の理の高度化の取にする支援、豚の疾病にする体制の整その他必要な施策をずるよう努めるものとする。

(安全で安心して消することができる豚肉の生の促及び消の大)

第七条 国及び地方公共団体は、安全で安心して消することができる豚肉の生の促及び消の大をるため、豚肉の品の向上にする研究の推及びその成果の普及、特な柄の豚肉等の生にる情の提供の促その他必要な施策をずるよう努めるものとする。

(豚肉の流通の合理化)

第八条 国及び地方公共団体は、豚肉の流通の合理化にするため、豚肉の地理の推、豚肉の取引格及び品表示の普及その他必要な施策をずるよう努めるものとする。

(援助)

第九条 国及び地方公共団体は、豚家が基本方に即したを行うことができるよう、必要な情の提供、助言、指、政上の措置その他必要な措置をずるよう努めるものとする。

附

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

()

2 政府は、この法律の施行後速やかに、安全性を保しつつ、食品残さを原材料とする豚にる料の造及びその利用の促をる点から、これらにる制についてを加え、その果に基づき必要な措置をずるものとする。



全球法律法規

Global Laws & Regulations



全球法律法規

Global Laws & Regulations